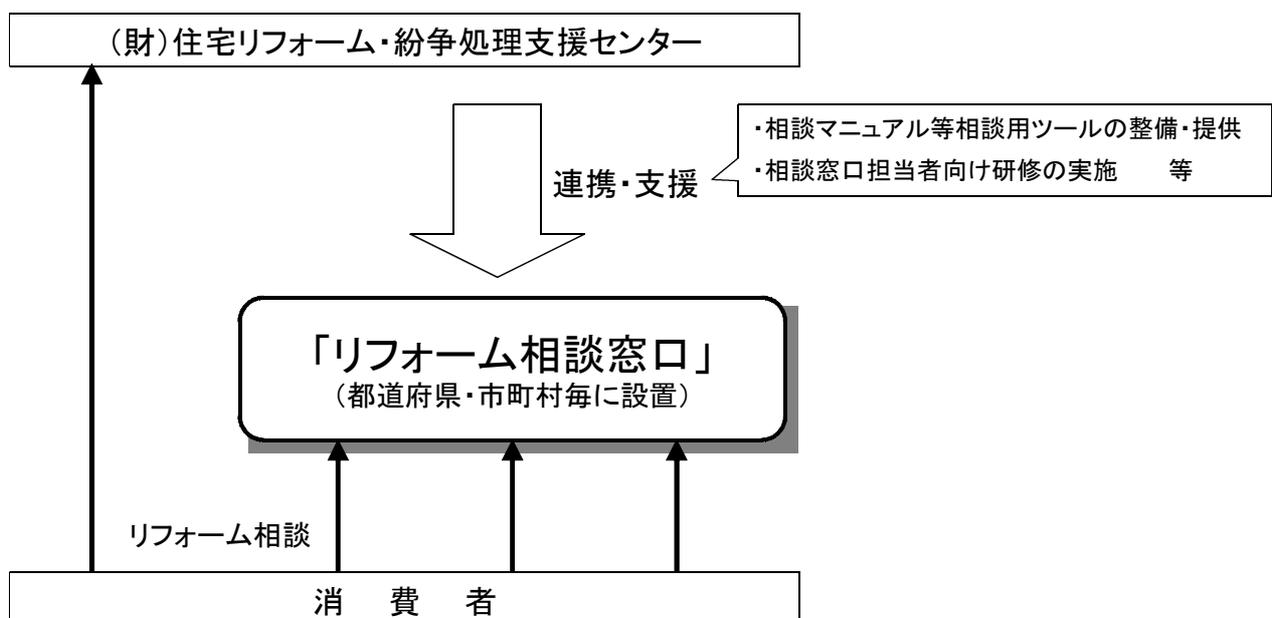


## (2) 安心して取引できる中古・リフォーム市場の整備

### ①住まいの安心確保のための地域ごとの相談体制等の整備

悪質リフォーム等の問題に対応し、消費者が安心して適切なリフォームを実施できるよう環境整備を図るため、各地域毎のきめ細かな相談体制等の整備を支援する。



### ②既存住宅保証制度の拡充

既存住宅保証制度の対象に、売買される住宅に加え、リフォーム工事される住宅を追加する。

### ③住宅リフォームに関する性能評価手法の検討

住宅のリフォームにおける第三者による検査体制の確立、既存住宅に係る過去の評価情報の利用等に関する検討を行う。

#### ④住宅性能表示制度における評価手法の高度化に向けた検討

住宅性能表示制度において、新技術に対応した評価基準の整備、既存住宅の現況検査方法の充実等に関する検討を行う。

#### ⑤マンション管理・再生の制度づくり

分譲マンションのストックの維持・向上を図るため、修繕積立金について専門的第三者が審査する制度づくり、賃貸化等により管理組合が十分に機能しないマンションに適応した標準管理規約並びに建設段階から入居後の管理までを一貫して行う手法及び多様な手法によるマンション再生のための規制合理化に関する検討を行う。

#### ⑥高齢者の持家資産活用による住み替え支援制度の創設（再掲）

高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する持家資産活用支援制度を創設し、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進する。